平成28年熊本地震



災害ボランティアとの 協働について

平成29年2月13日 熊本県

はじめのまとめ

☑県の事前想定は、実質的に社協ボランティアのみだった。

☑結果的には、早い段階で、県・県社協・災害ボランティア団体(JVOAD、KVOAD)との連携体制を確保できた。

☑これにより、互いを補いながらの取組みが可能となった。 また、県は、ノウハウや人材の紹介を得ることができた。

☑しかし、平時からの関係構築・受援力向上に努め、発災 当初から避難所運営支援などに熟練した災害ボランティ ア団体の支援を要請すべきであった。

☑今後は、被災者の早期の生活再建に向け、本県における 災害ボランティアの育成、そのネットワークの強化を図 り、行政・社協等との連携を更に強化することが課題

震災対応に係る県の体制

☑被災者の生活再建支援、災害ボランティアなどを、健康福祉部 が担当

災害対策本部

復旧•復興本部

健康福祉部

健康福祉政策課

- ◆災害救助法関係
- ◆生活再建支援制度
- ◆支援物資•義援物資
- ◆応急仮設住宅
- ◆義援金

◆災害ボランティア

(平時は、福祉ボランティアも担当)

◆地域支え合いセンター (平時は、地域福祉を担当)

など

復旧・復興プラン(ロードマップから抜粋)

目標	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	(特記事項)
①避難所の 運営に対する支援 ②応急を値 をでいる での での での での での での での での での での での での での	の整備 みなし仮設住 宅への入居促進	三入居者等に対する支援 ペットの受入支援 主まいからの移行支援の検討			被災者に寄り 添った支援を 行うため、必 要に応じて期 間の延長等を 行う
の入居者等 の住まいの 確保、自宅再 建等	自立再建住宅のモデル住宅建設と提案募集	等の実施、自宅再建の支援) 自立再建住宅の情報提供 営住宅等 災害公営住	# 移 E宅等	行支援	
④「地域支え 合いセンタ 一」の設置		成支え合いセンター」の運営5 後者の生活環境変化に応じた3 等	1-107 (-1-4-1)	変に	
⑤熊本ここ ろのケアセ ンターの設 置	の設	にころのケアセンター 受置・運営 一被災市町村における被災者の 心のケアの支援等~	_	必要に じ延長	3

検証状況(1)(H28.12 発災から概ね3か月間に係る中間報告から)

《評価できること》災害ボランティアとの連携

- ●都道府県レベルでは全国初の取組みとして、県と県社協、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)の3者による連携会議を定期的に開催、被災者支援に関する課題や対応策を共有
- ●JVOADや各NPO等の経験やノウハウを行政や支援関係者に提供
- ●NPO等と連携し、行政では手が届いていなかった指定避難 所以外の被災者へ物資を配布
- ●応急仮設住宅への引越しについて、市町村災害ボランティア センターとNPO等が連携して支援
- ●NPOと共同して、避難所の住環境の調査を行い、レイアウトを見直すなど避難所の環境改善を推進

検証状況②(H28.12 発災から概ね3か月間に係る中間報告から)

《課題》災害ボランティアに対する受援力に課題

- ×発災当初に、避難所の運営支援をNPO等に要請するなどの 初動対応ができなかった事例が発生
- ×各市町村災害ボランティアセンター間でボランティア数の過不足が発生

《改善の方向性》災害ボランティアの受入れと連携の強化

- ★ボランティア団体との災害時対応に関する協定の締結や、関係者の理解を共有するためのボランティアとの連携マニュアルの作成
- ★災害ボランティアセンターのボランティアの過不足を調整する 広域的な仕組みの構築
- ★ボランティアへの更なる理解の促進と受入拡大のための啓発

-5

県災害計画等におけるボランティアの位置づけ(発災前)

- ☑ NPO等に関する記載はあるものの、社協による災害VCに対す る支援等の位置づけにとどまっていた。
- ☑ 検証を踏まえ、早期に適切な位置付けを行う予定

県

地域防災計画

- ■災害ボランティア計画 地域福祉推進、平時からの関係構築・訓練、 ボランティアの養成、災害VCによる体制整備
- ■災害ボランティア活用計画 県・市町村社協による災害VCの運用、支援

県

災害ボランティアの運営指針

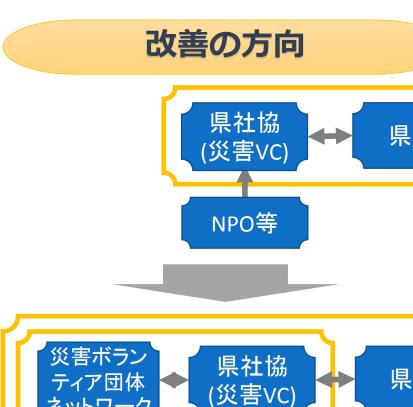
- ・災害ボランティア活動を支援する体制整備
- 専門ボランティアの取扱い
- ・平常時の取り組みについて記載

県

社協

県災害ボランティアセンターマニュアル

- 災害発生時のボラセン設置の手続き
- ・ 県社協内及び関係機関の役割



ネットワーク

NPO等

県

6

熊本地震における協働の全体イメージ

- ☑ 経験・ノウハウをもつ災害ボランティアは、重要な役割を発揮
- ☑ 受援力向上、相互に役割への理解と活動の見える化が前提
- ☑ 行政・社協・災害ボランティア団体との連携が不可欠

MEMO

2つのボランティア * 混同危険

社協 ボランティア

- •安全期・安全な場所で 活動
- ・居宅片付け等が中心
- •個人•一般団体を組織化
- <以上は、熊本地震の場合>
- 発災直後から、多様な NPO等の 分野で活動 災害ボラン
 - 経験・ノウハウをもつ
 - ・県外団体は長期の常 駐支援は困難

重要な連携 先として

ティア団体

企業の CSR活動

専門職 ボランティア 都道府県レベルでの 連携対応は、全国初

県社協

災害ボランティア 団体ネットワーク

火の国会議等による 各団体との意思疎通

市 本 町 母 村 段 階

発災当初の主な動き

前震

4/14夜~4/15

4/16~18

4/19

4/20~

県

県

社

協

- ◆全員登庁 ◆県社協へ 連絡
- ◆県社協協議 (益城町VC 設置方向)
- ◆避難所の物資不足を 受け、県社協に各 V C早期設置を要請
- ◆ J V O A D との連携 開始(内閣府紹介)。 事務所・会議室・腕章 提供、連携会議(事務レ ベル)開始
- ◆市町村へ JVOAD 連携要請

- ◆益城町VC 設置支援
- ◆益城町社協と Vc予定地被災

- ◆4/21益城 町 V C 設置
- ◆各VC設置へ現地支援 <u>←支援Pによる支援</u>

4/17~4/29に関係市町村社協が設置 (避難所支援を含む) ◆連携会議 参加

◆ J V O A D熊本 入り。N P O くま もとタイアップ

- ◆県との連携会議開 始
- ◆火の国会議開始
- ◆各災害ボランティア団体による支援活動開始

ティア団本災害ボラン

8

発災当初の主な動き②





内閣府、厚生労働省も参画



JVOAD事務所として貸与した 県会議室



連携による主な取組み①

4月 5月

6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月~

3者連携会議の開催(週単位)による情報共有・課題対応検討

市町村等へのNPO等連携要請

NPO等の市町村の連携会議等への参加

災害VC(社協)による居宅片付け等支援活動

地域支え合いセンター(社協) 受託)によるボランティア調整

入口付近は

高齢者等の

10

J・KVOADによる義援物資の独自ルート配布協力

避難所運営・ 避難所閉所に係 環境改善支援(J) る検討支援(J)

エコノミー症候群・熱中症・食中毒予防

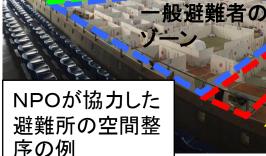
を連携して呼びかけ(J)

学生ボラン ティアへの 宿泊可能な 大学施設開放 (GW/県)

企業ボ ランティ ア呼び かけ(県)



NPO等の配布用に用意されたエコノミー症候群防止のチラシ



子供連れ家庭のゾーン

連携による主な取組み(2)

4月 5月 6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月~

*3者連携会議でテーマとなった主な事項の例

被災者の 避難先把握 被災者調査 情報把握

10/22 **KVOAD** 正式発足

JVOAD 常住支援

3者の一元的なボランティア ニーズの情報発信

フェーズに応じたボランティアニーズの把握、 企業・団体等とのマッチング

仮設住宅等整備•

配備家電等の予定・状況把握

仮設住宅等への 引越し支援

全県レベルでの仮設住宅等へのボランティア希望調整

仮設住宅の不具合等に関する情報集約

J・KVOADによる仮設住宅 入居者等への家電提供

家屋がれき集積場の不足等

ブルーシートボランティアの確保

公費解体に伴う家財の住民 による取出しルール明確化

地域支え合いセンター設置検討

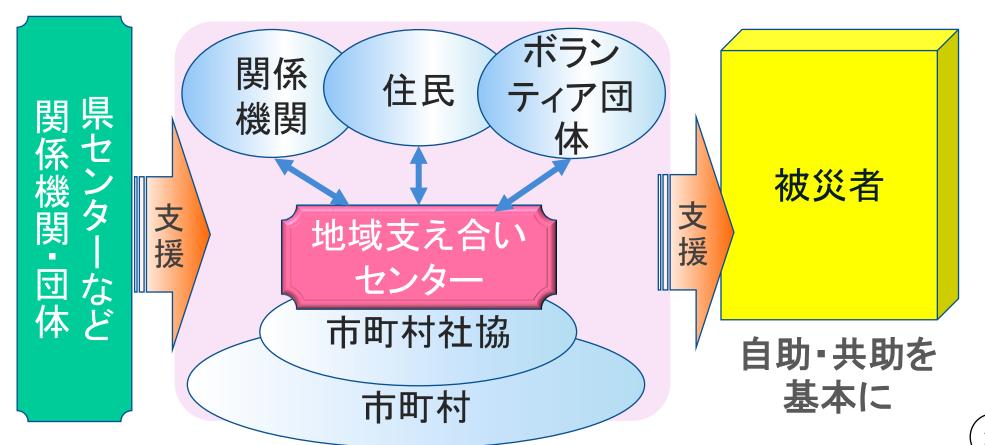
地域支え合いセンターの 活動との連携

復興基金等を活用した ボランティア支援の在り方

(KVOAD設置協議)

参考: 地域支え合いセンターを通じた被災者支援

- ☑ 被災者支援・生活再建に向け市町村が設置 (市町村社協受託)
- ☑ 被災者とつながる。被災者をつなげる。支援機関につなぐ。



災害ボランティア団体への期待

夕全国的なプレゼンスの向上を

JVOAD、支援Pって何? 全社協や経済界が支援? どんな活動、ノウハウを?

(例)自治体、社協 などに向けた 情報発信

ロノウハウを生かした道先案内を

市町村、社協を軸に(地域による)

数歩先 の展望 提示を

参加団体の活動の見える化を

ホ^{*}ランティア 二一ズ発信・ 調<u>整貢献を</u>

実践、検証を訓練へ

ボランティアとの連携のために、7つのこと。

1 初期支援や被災者の"日常"を取り戻すために、 行政・社協は何をどこまでできるのかを知る。



- 2 ボランティアを知る(災害VCと災害ボランティア団体、その思い)。
- 3 熟練した災害ボランティアとの連携は必須 (経験値のある支援、相談・学び、必要な情報・人・団体の紹介など)
- 4 平時から、信頼関係を(携帯番号の交換も忘れずに)。
- 5 発災後は、超多忙でも頻繁に連携会議を(特に初期)。 できていること・できていないことを共有することが出 発点。窓口は、情報をもち横串を刺せる立場の人で。
- 6 行政と社協が旗をもつ方が、住民には浸透しやすい。
- 7 連携のあり方の企画や訓練は、発災後3年までを。

(14)

熊本は、これからも、連携を強固に



C)2010 熊本県くまモン



& # & # & ! < # 6 & # & !



初動対応 (救出・救助

救

護

等

<基本的な考え方> 平素から関係機関や地域で"顔の見える関係"を構築

評価できる事項

①災害対策本部の迅速な活動開始

・県災害対策本部に知事や担当職員が前震発生直後から参集 し、迅速に活動を開始

②熊本と縁のある国幹部が中心となり現地対策本部 で速やかに意思決定

- ・国、県の幹部職員会議による現地での迅速な意思決定
- 省庁横断的な支援策の迅速な決定
- ・被害状況や各部隊の活動状況等の的確な情報共有

③全国から迅速な応援を得た救助活動

- ・発災直後に緊急消防援助隊、警察の広域緊急援助隊、自衛 隊等に対し迅速に災害派遣要請を行い、全国から迅速な応援 ・救助関係機関の活動調整会議により活動方針・役割分担を明 確化
- ・発災直後から被害情報の収集やヘリの運航調整を開始
- ・発災直後から高速道路関係各社と連携体制を構築し、災害従事車両許可証の発行体制を迅速に整備
- ・救出救助に係る装備資機材の必要量を民間業者の協力も含め確保

④九州広域防災拠点を受援に活用

- ・広域防災拠点構想により整備した防災駐機場に延べ150機の応援へりを受け入れ、また県消防学校・県民総合運動公園等も消防・警察・自衛隊の活動拠点として活用
- ・各機関の連携により計1,700人を超える人命を救助

⑤DMAT等との連携による医療救護活動

- ・災害派遣医療チーム(DMAT)等が、被災した医療施設の入院患者の搬送支援や、避難所、救護所等での医療救護活動を実施
- ・陸路が寸断された地域等において、ドクターへリによる急性期の患者搬送を実施

⑥ライフライン・燃料の早期供給

- ・電力やガス等の事業者間の全国規模の応援体制により、ライフラインの早期の復旧が実現(電気:4/20 ガス:4/30)
- ・石油元売り各社による中核SSへの重点的な提供(発災10日間で1,600回の緊急車両への給油を実施)
- 電気やガスの安全対策の向上により、火災の発生を抑制

課題

①災害対策本部の運営体制

- ・災害対策本部が高層階に設置されている中、地震発生に伴うエレ ベーター停止のため、往来に支障
- ・災害対策本部内の業務について、役割分担が一部不明確であった り、職員間で認識の相違が発生
- ・災害対策本部会議について、多くのマンパワーを要する運営方法であったため、他の本部業務に支障
- ・県内外からの問合せ等が、市町村からの被害情報の収集や関係機関と救助活動を行う防災センター(災害時優先電話を含む)にも集中し、災害対応に支障
- ・庁内及び振興局等の間での情報収集・共有が困難な場面も発生
- ・情報提供の手法や体制が確立されていなかったため、効果的な情報提供や取材対応ができない場面も存在
- ・震災業務が一部所属に過度に集中し、業務執行に支障が生じる場面もあるなど、所属間での業務の偏りが発生

②救出・救助に係る装備の確保

・救出救助が必要な現場が同時に多発したため、装備資機材の必要 量の確保に時間を要す

③広域防災拠点となる施設の被災

- ・緊急消防援助隊の集結拠点である県消防学校の屋内訓練場が被災 したためにグラウンドに野営
- ·物資集積拠点であるグランメッセ熊本が被災し、代替倉庫の迅速な確保に苦慮
- 広域防災拠点施設が、一つの地域に集中

④迅速かつ円滑な医療救護に必要な情報、経験 の不足

- ・被害が大きな地域での医療救護活動の調整や発災直後のドクター ヘリの運航調整体制等が不十分
- ・医療機関の被害や患者受入情報の収集・報告に時間を要す
- ・発災時点で医療機関からの給水等の様々な要請に対応できる窓口が未整備(発災後に関係者と協議し、対応窓口を整備)

⑤ライフラインに多大な被害が発生

【ライフラインの被災・復旧状況】

	被災状況	復旧状況
水道(断水)	約427,000戸	1か月で99.4%完了
電気(停電)	約476,600戸	4月20日復旧
ガス(供給停止)	100,884戸	4月30日復旧

改善の方向性

①大規模災害を想定した庁内体制の再検討

- ・災害対策本部の配置の見直し
- ・災害対策本部内のグループの業務や庁内各部署での役割分担 を再検討し、災害対策本部マニュアル・防災計画等を見直し
- ・災害対策本部会議の運営方法や庁内・国・他県派遣情報連絡 員(LO)を含めた情報共有の仕組みの検討
- ・問い合わせへの対応や被災者のニーズに応じた広報活動、報 道機関への情報提供、取材活動への対応など、災害時の情報 提供・発信の在り方の検討
- ・災害時に休止・縮小すべき業務の精査を行うとともに、災害対応業務の標準化による部署間の役割分担を明確化。応援職員の活用を含めた業務体制の整備

②救出救助体制・技術向上へ向けた取組みの推進

・大規模災害に対応し得る救助資機材装備の整備・検討

③広域防災拠点となる施設の強化・分散化

- ・広域防災拠点としての役割を担う施設の耐災性の強化
- ・広域防災拠点の県内分散化や九州各県間の拠点の相互利用、 民間施設の活用なども含めた多重性(リダンダンシー)の確保

④医療救護体制の充実・強化

- ・本庁、各保健所における災害医療コーディネート機能の強化
- ・災害時におけるドクターへリの運航調整ルールの明確化
- ・広域災害救急医療情報システム(EMIS)への医療機関の登録 促進・研修の実施
- ・災害時の給水等の要請に関する窓口、要請手順等の共有

⑤ライフラインの強靭化や多重性(リダンダンシー)の 確保

- ・各事業主体における施設の強靭化等を推進
- ・利用者側(特に重要施設)において、井戸や非常用電源等の多 重性(リダンダンシー)を確保

援

<基本的な考え方> 状況の変化を先取りした対応により、被災者の痛みや不満を和らげる ~ 発災直後から復旧・復興も見据えて行動~

評価できる事項

①避難所の環境改善

- ・避難者のプライバシー確保等のため、パーティションや段ボー ルベッド等を導入
- ・国との連携により、暑さ対策として大型空調を整備。生活環境 の改善のため、冷蔵庫、洗濯機等の家電を設置
- 消毒薬等の適切な配備による感染症や食中毒のまん延防止

②学校の教職員による避難所運営

・避難所となった多くの学校において、市町村の担当職員に代 わり、教職員が避難所の円滑な運営を支援

③国による物資のプッシュ型支援等

- ・国のプッシュ型支援(被災地の要請によらずに、被災地に物資 を輸送する支援)により、水・食料等を大量に確保、県民の不 安解消に寄与
- ・タブレットによる物資要請システム(国提供)を導入、避難所ご とのニーズを効率的に把握
- ・物資集積拠点を県外にも確保
- 物資搬送車両の優先通行及び警察車両による物資搬送車両 の先導を実施し、目的地への早期到着に寄与

④企業と連携した物資調達

- 前震直後から、協定先企業等から物資調達
- ・小ロット多品目の物資要請についても、協定先企業や物流業 者と新たにスキームを構築して対応
- ・物資の管理・配送等を物流専門の民間事業者に業務委託
- ・協定先以外の企業等による物資支援

課題

①避難所の被災

・耐震基準は満たすが、天井の落下や窓ガラス破損等により使用で きない避難所が存在

②避難者に寄り添った支援が困難などが課題と なった避難所運営

- 避難所運営マニュアルの未作成[23/45市町村]、活用不足(作成さ れていても活用されていない)
- 多くの避難所では、避難所運営の経験がなく、人員やノウハウが 不足していたことから、被災者へのきめ細かな対応が困難
- ・自主運営への移行が困難な避難所が存在
- 男女別の更衣室や授乳スペースの設置など女性に配慮した運営が 不十分
- ・ペットとの同行避難の可否等、個々の避難所情報が不足
- ・発災直後は、多くの避難所で食糧等の物資が不足
- ・発災直後は、避難所においてトイレ等の設備が不足、またプライバ シーの確保に苦慮

③多くの公共施設等に被災者が避難

・避難所として指定されていない学校、庁舎などの多くの公共施設等 が避難所となり、市町村職員、全国からの応援職員、教職員が避難 所運営に対応せざるを得ない状況が発生

④物資が不足し、被災者に十分行き届かず

- ・家庭での水や食料の備蓄が不十分
- 被災者のニーズの変化等に対応した物資提供が困難
- ・発災直後は、円滑な物資の調達や配送が困難
- 協定先企業の被災により十分な物資の調達が困難
- 物資集積拠点であるグランメッセ熊本が被災し、代替倉庫の迅速な 確保に苦慮【再掲】
- ・物資の仕分けや管理ノウハウの欠如、人員不足により市町村の物 資集積拠点に物資が滞留(ラストワンマイル問題の発生)
- 幹線道路の被災により物資の迅速な提供が困難

改善の方向性

①避難所となる施設の耐震化等

- 大規模地震直後の避難所となる施設について、発災直後に内 閣府指針に基づく緊急点検の実施を徹底
- ・避難所に指定された施設(公民館、学校体育館等)の非構造部 材も含めた耐震化を推進

②NPO等との協働による避難所の運営

- ・要配慮者やプライバシー等に配慮した避難所運営マニュアルの 作成や見直しの推進
- ・要点を押さえた避難所運営マニュアル概略版の作成や周知
- ・避難所運営に関するノウハウを持つNPOや民間ボランティア、 住民等を巻き込んだ避難所の運営体制の構築
- ・市町村における避難所の指定の見直し
- 物資の備蓄の推進
- ・仮設トイレ等の避難所に必要な設備の導入計画の策定

③公共施設等の避難所利用を想定した体制整備

- ・避難所として指定されていなかった学校などを含め、市町村に おける避難所指定の見直しに情報提供などで協力
- ・学校が避難所として新たに指定される場合、学校の早期再開を 考慮したゾーニングや他の指定避難所との役割分担等につい て、市町村と協議

④物資供給体制の再構築

- ・家庭での備蓄の推進
- ・県市町村の備蓄方針の見直し、物資提供マニュアルの作成
- ・効率的なニーズ把握方法、ICTを活用した情報共有方策の検討
- ・災害時における、庁内関係部署、小売業者及び物流業者等に よる一体的な専門チームの設置
- ・県内での分散配置、九州各県との相互利用、民間施設の活用 を含め、複数の物資集積拠点の確保
- 多様な物資調達先の確保や物流業者との連携体制の構築及 び市町村も含めた関係機関との合同訓練の実施
- 物資輸送に必要な代替ルートなど情報提供の強化

評価できる事項

⑤被災者への支援

- ・保健師等が地域を巡回し、車中泊避難者を含め、安否確認、 健康相談等を実施。熱中症の重症化、エコノミークラス症候群 の発生を抑制
- ・在宅の高齢者、障がい者などの要支援者の支援のため、専門 の職員が個別訪問を実施
- ・要配慮者に対する支援及び避難所の過密緩和のため、旅館、ホテルを避難所として提供
- ・自宅で入浴できない者に対する支援のため、公衆浴場を無料 提供
- ・女性警察官部隊の避難所訪問活動による避難者の不安の軽減、要望の把握及び防犯指導を実施
- ・熊本市国際交流振興事業団が、災害多言語支援センター設置や外国人被災者のための生活相談会等により外国人への情報提供を支援

⑥被災者の心のケアの実施

・全国から派遣された災害派遣精神医療チーム(DPAT)の支援を得て、避難所等における被災者の心のケアを実施

⑦被災地における防犯対策

- ・被災地における窃盗、倒壊建物に対する器物損壊、SNSによる偽計業務妨害等を検挙し、県民の安心感を醸成
- ・警察災害派遣隊等による重点警ら活動の実施により、安心感 の醸成及び犯罪の未然防止に寄与
- ・県警OBによる被災地防犯アドバイザーが仮設住宅の巡回、 防犯ボランティア団体の活動に対する指導助言を実施

⑧災害ボランティアとの連携

- ・都道府県レベルでは全国初の取組みとして、県と県社協、全 国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)の3者に よる連携会議を定期的に開催、被災者支援に関する課題や対 応策を共有
- ・JVOADや各NPO等の経験やノウハウを行政や支援関係者に提供
- ・NPO等と連携し、行政では手が届いていなかった指定避難所 以外の被災者へ物資を配布
- ・応急仮設住宅への引越しについて、市町村災害ボランティア センターとNPO等が連携して支援
- ・NPOと共同して、避難所の住環境の調査を行い、レイアウトを 見直すなど避難所の環境改善を推進

課題

⑤避難所外被災者への対応が困難

- ・車中泊、テント泊、自宅軒先等の指定避難所外の被災者の実態把握、情報や物資の提供が困難
- ・発災直後にエコノミークラス症候群の患者が集中的に発生

⑥避難行動要支援者への支援が不十分

- ・避難行動要支援者名簿が活用されず
- ・個人情報保護の観点から、自主防災組織等が事前に避難行動要 支援者を把握することが困難
- ・避難行動要支援者の個別計画が未作成、未活用により在宅の高齢者や障がい者の円滑な支援が、困難な市町村あり (未作成市町村:20/45市町村)
- ・避難所におけるバリアフリー、障がい特性への対応が不十分なため、やむを得ず車中避難する避難行動要支援者あり
- ・発災直後は、施設の被災や一般の避難者の受入れ、介護職員の 不足などにより、福祉避難所制度の十分な運用ができず
- 発災直後は、避難所から対象者を福祉避難所へ移動できず。
- ・避難所等において外国人の避難状況等の把握が困難
- ・避難所生活のルールの理解が難しい外国人も存在

⑦被災者の心のケアを行う体制が不十分

- ・被災者の心のケアを行う県の災害派遣精神医療チーム(熊本DPAT)の体制が未整備で、発災後の迅速な心のケアが本県単独では実施困難
- ・スクールカウンセラーが短期間で交代することに伴う引継ぎや継続 した支援の確保

⑧災害ボランティアに対する受援力に課題

- ・発災当初に、避難所の運営支援をNPO等に要請するなどの初動 対応ができなかった事例が発生
- ・各市町村災害ボランティアセンター間でボランティア数の過不足が 発生

改善の方向性

⑤避難者の把握体制と情報・物資の提供体制の整備

- ・市町村における避難所の指定の見直しと住民への周知徹底
- ・消防団・自主防災組織等と連携した避難者の把握体制、情報や 物資の提供体制の整備
- ・ボランティア・NPO等を活用した指定外の避難所への物資の提供体制の検討
- 指定外の避難所や車中泊者の把握体制の検討
- ・道の駅の防災機能の強化
- ・インターネット、ラジオなど様々な方法を活用した、被災者への 物資や健康面等についての情報提供
- ・エコノミークラス症候群の発症リスクを平時及び発災直後に啓 発

⑥避難行動要支援者への支援の充実

- ・避難行動要支援者名簿の災害時の有効活用や、平時からの自 主防災組織等における情報共有のあり方の検討
- ・避難行動要支援者の個別計画の策定の推進及び当該者の特性に応じた個別計画の検討・見直し
- ・高齢者や障がい者の避難を想定した避難所運営マニュアルの 見直し
- 福祉避難所制度の理解の推進
- ・デイサービス施設や宿泊施設等との福祉避難所に関する協定 の推進
- ・介護福祉士会、各施設協議会などの人的支援スキームの活用 に向けた関係団体との連携確保
- ・福祉避難所運営マニュアルの作成及び関係機関による研修・ 訓練の実施
- · 避難所における避難者数の把握時に外国人の避難状況も情報 収集する流れのマニュアル化
- ・外国語対応が可能な避難所や問い合わせ窓口等の情報をホームページ等で多言語により発信

⑦被災者の心のケアを行う体制の充実・強化

- ・県の災害派遣精神医療チーム(熊本DPAT)の体制整備(派遣 チームの編成・登録、研修実施等)
- ・災害時緊急カウンセラー派遣に係る財源確保の国への要請や、 児童生徒の心のケア及び学力保障のための教職員の加配

⑧災害ボランティアの受入れと連携の強化

- ・ボランティア団体との災害時対応に関する協定の締結や、関係者の理解を共有するためのボランティアとの連携マニュアルの作成
- ・・災害ボランティアセンターのボランティアの過不足を調整する広域的な什組みの構築
- ・ボランティアへの更なる理解の促進と受入拡大のための啓発

<基本的な考え方> 被災者の生活を再建するために一日も早い「すまい」の確保

評価できる事項

①被災者生活再建支援の体制整備

- ・罹災証明の迅速な交付のため、住家被害認定調査に係る説明会を開催
- ・罹災証明発行業務の必要人員確保のため、県、市町村、他県 等の職員派遣の調整を実施
- ・罹災証明に基づく各種の被災者支援制度を漏れなく実施するため、被災者台帳・生活再建支援システムの説明会実施など、市町村におけるシステム導入を支援
- (罹災証明書を交付している37市町村中、被害の大きかった 19市町村で導入)
- ・被災市町村の被害認定調査を支援するため、各種疑義等に対応するコールセンターを設置(発災から3カ月間は休日も対応)
- ・被害認定基準について、市町村の調整会議や意見交換会を開催し、県及び市町村間で情報を共有

②痛みを最小化する熊本型応急仮設住宅の実現

- ・県産材を活用した、「あたたかさ」と「ゆとり」のある応急仮設住宅の整備(敷地面積、隣棟間隔を1.5倍に拡充)
- ・温かみのある木造の集会所「みんなの家」の整備、住棟間の 小路の配置、ベンチの設置等によりコミュニティの形成を促進
- ・応急仮設住宅の遮音性、断熱性等の向上
- ・全国初のバリアフリー対応の個別住戸型仮設住宅を提供

③「補修型みなし仮設住宅」を活用した「すまい」の確 保

・全国初の補修型みなし仮設住宅制度の導入により、被災者へ の提供物件の掘り起しにつながり1万戸以上の「すまい」の提 供に寄与

④関係機関と連携した災害廃棄物の処理

- ・協定先の廃棄物処理及びし尿処理関係団体による迅速な処 理
- ・環境省、災害廃棄物処理支援ネットワーク等の全国からの応援を得て、市町村の廃棄物処理支援体制を整備
- ・住家被害認定調査における半壊判定の住家を公費解体の対象に追加
- ・廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、仮置場への分別搬 入を徹底
- ・県内処理施設の処理能力不足や市町村仮置場の確保状況を 踏まえ、県が市町村から事務委託を受け、二次仮置場を整備 し処理を実施

課題

①住家被害認定調査手法等における市町村間の 差違

- ・独自の調査票を用いて2次調査を行った自治体があったことから、 県は市町村間の調整を求められたが、罹災証明発行業務は自治事 務であるため、調整に苦慮(法令上、県に市町村間の調整等に係る 定めがなく、市町村に対する強制力がない)
- ・県外の被災自治体との調整はさらに困難と想定

②住家被害認定調査に多大な人員等が必要

- ・被災建築物応急危険度判定調査や住家被害認定調査等の各自治体が行う調査と、民間保険会社が行う地震保険損害認定調査がそれぞれ行われ県民が混乱
- ・住家被害認定調査に多くの人員や時間が必要

③被災者に寄り添った応急仮設住宅の提供に課題

- ・地割れの発生や浸水区域の存在などにより、市町村では、応急仮 設住宅の建設用地の確保に苦慮
- ・住居内の段差や出入口の幅等のため、入居決定後に車椅子使用 者等が利用しづらい、又は入居を断念する事態が発生

④みなし仮設住宅のスムーズな提供に課題

- ・発災直後、被災した賃貸住宅も多く、みなし仮設住宅の確保に苦慮
- ・発災時に制度が未整備で、スムーズな事業推進に支障

⑤膨大な災害廃棄物の処理に時間を要す

- ・県外施設での処理を含めた広域処理の連携体制が未整備
- ・市町村における一次仮置場の確保に苦慮
- ・市町村が想定する家屋解体棟数が約3万棟に及ぶため、解体作業 に時間が必要

改善の方向性

①住家被害認定調査制度等に係る情報共有

- ・県や市町村の職員が即戦力となれるような担当者向け被害認 定調査研修の内容検討
- ・県及び市町村間の情報共有の仕組みの検討
- ・県内で統一した取扱いとするため、県と市町村による調整会議 を開催
- 他の被災県との情報共有の仕組みについて検討

②住家被害認定調査等における人的資源の有効活 用、被害認定調査制度の簡素化

- ・南海トラフ地震等の大規模災害に備えるため、各自治体が実施する被害認定調査と民間保険会社の被害認定調査との一本化や、調査方法の簡素化について国へ提案、要望
- ・住民へ各種調査の意義等について事前から周知

③応急仮設住宅の迅速な建設と要配慮者を想定した 手続の導入

- ・様々な災害を想定した応急仮設住宅の建設用地の事前の確保
- ・応急仮設住宅の仕様の見直し
- ・応急仮設住宅の仕様の住民への事前周知、バリアフリー型仮 設住宅対応が必要な要配慮者の把握などの手続を定めた要領 の作成

④みなし仮設住宅の実施要領等の整備や関係団体と の連携強化

- ・被災者に対して、発災直後から住宅の情報提供ができるよう不動産団体等との連携を強化
- ・大規模災害を想定したみなし仮設住宅の実施要領、業務マニュ アル等の整備及び不動産団体等との情報共有

<u>⑤大規模災害を想定した災害廃棄物の処理体制の</u> 整備

- ・災害廃棄物処理の実績を検証のうえ、県災害廃棄物処理計画 及び処理体制の見直しを検討
- ・仮置場の選定や処理方法を定める市町村災害廃棄物処理計画の策定を支援するとともに、定期的な研修会等を実施
- ・広域処理の連携体制整備に向けて、国の九州連携会議の定例(常設)化や九州各県との協定締結の検討など連絡調整体制を整備
- ・(一社)熊本県産業資源循環協会と他県の同種協会との支援協定締結等の対策を協議

<基本的な考え方> プッシュ型の職員派遣により「発災直後の混乱」及び「遠慮する行政文化」を克服

評価できる事項

①県職員を被災市町村へ迅速に派遣

- ・被災市町村に対して迅速に情報連絡員(LO)を派遣し、被害 状況や必要な支援内容について情報収集
- ・延べ18,000人(最大505人/日)の県職員を派遣し、避難所運営、 家屋被害調査などの市町村における災害業務に従事
- ・ 甚大な被害を受けた市町村に対しては、首長の補佐役として 県幹部職員を派遣し、行政機能の回復に寄与

②カウンターパート方式による支援

- ・大分県(九州地方知事会事務局)を窓口とした派遣調整及びカウンターパート方式により、延べ約47,000人の全国自治体からの派遣職員を効率的・迅速に受入れ
- ・熊本市については、政令市長会等を窓口とした派遣調整により、延べ53,000人の全国自治体からの職員を受け入れ

③過去の災害の経験を活用

- ・東日本大震災や新潟中越地震など過去の被災地からの応援職 員は、災害対策本部運営や各フェーズに応じた対応等で活躍
- ・県内市町村から東日本大震災の被災地へ派遣された職員が 派遣先での経験を活かし、各フェーズに応じた対応等により活 躍
- ・熊本広域大水害など過去の経験を活用

④地元大学等による被災地支援

- ・応急仮設住宅入居者への聞き取り調査結果を当該仮設住宅 立地自治体に提供
- ・地震直後、益城町等を中心に、専門家による活断層、斜面崩壊、 土石流、地すべり等の災害地質調査の実施
- ・土砂災害の危険性に関する住民説明会において、専門的見 地からの説明による理解の醸成

課題

①発災直後、県による市町村支援には限界

- ・発災直後、県は被災市町村が必要とする支援内容や人員数を把握 することが困難
- ・被災県としての応急対応業務が激増する中で、被災市町村への支援に限界
- ・他県等から被災市町村への職員派遣に関し、本県及びカウンターパート県の間で役割分担が不明確
- ・短期派遣の場合は市町村における身分がなく、指揮系統や権限が 曖昧

②県や被災市町村において受援体制が未整備

- ・発災直後の混乱の中、被災市町村は支援が必要な業務や人員数 を把握することが困難
- ・受援体制が未整備で、応援職員の受入れ活用が不十分
- ・ホテル等の被災により、活動部隊のための宿泊場所の確保が困難

③応援側の事前準備や連携の不足

- ・ホテル等の被災により、活動部隊のための宿泊場所の確保が困難
- ・被災地へ到着後に、宿泊先の提供や紹介を求められる等、受援側が対応に苦慮した事例が存在
- ・応援職員が短期で交代し、引継ぎのたびに被災自治体が説明を行わざるを得ず、対応に苦慮
- ・被災市町村へ派遣した情報連絡員(LO)の役割や業務内容に対する理解不足で十分に機能しない事例が存在

④大規模災害を経験した職員が不足

・大規模災害時における各フェーズの変化を予測した対応ができる 職員が不在

⑤研究機関等からの個別照会・問合せが膨大

・研究機関等からの個別の調査・報告等の依頼への対応に苦慮

改善の方向性

①発災直後はプッシュ型の人的支援

- ・被災自治体の要請を待たず、自己完結型の支援チームを派遣することも含めた、職員派遣に係る調整のルール化
- ・応援職員を含め誰でもすぐに災害対応業務が行えるよう、タブレットなどICTの活用や業務の標準化の検討
- ・カウンターパート方式について、被災県と応援県の役割分担に ついてのルールや情報共有の仕組みづくりの検討
- ・被災市町村へ派遣する県の情報連絡員(LO)等の役割や業務を整理したマニュアルの検討
- ・短期派遣職員に対する特例的な身分付与等、派遣された市町 村で迅速に活動できる仕組みの検討

②県や市町村の受援体制の強化

- ・国のガイドラインを踏まえ、県・市町村は受援計画の策定を推進 進
- ・BCPを見直し、非常時優先業務や職員配置計画の策定を行うとともに、応援職員の円滑な受入れを行うための市町村を含めた受入れ調整部局等の明確化
- ・活動部隊等について関係団体との優先宿泊協定の締結
- ・被災自治体の要請を待たず、自己完結型の支援チームを派遣することも含めた、職員派遣に係る調整のルール化【再掲】

<u>③自己完結型の応援体制の整備等</u>

- ・発災直後の被災自治体の混乱を前提として、応援側が被災地 への出発前にしておくことが望ましい事項等のリスト化の検討
- ・被災自治体の要請を待たず、自己完結型の支援チームを派遣することも含めた、職員派遣に係る調整のルール化【再掲】
- 一般職員の支援チームが各フェーズに応じて発生する業務に対応できるよう災害対応業務の標準化を検討
- 情報連絡員(LO)向けマニュアルの整備

4)大規模災害を経験した職員の育成

- ・大規模災害に対応できる職員(人材)の育成
- ・全国の災害対応経験を持つ職員のリスト化等による国全体としての即応体制の強化を国に要望

⑤研究機関等における災害時の調査のあり方の見直し

・研究機関における、被災自治体の状況を踏まえた調査の実施を 要望

<基本的な考え方> 家庭における備蓄や地域の協力体制の整備を当然のこととして行う文化の醸成

評価できる事項

①自助による安全の確保等

- ・余震が頻発する中、多くの県民が自らの判断や地域での声掛けによりで安全な場所へ避難
- ・物資や避難所等に関する情報について、各自が積極的に 収集を行い、必要に応じて、知人間での共有や全国への発 信を実施

②SNS等の有効活用

- ・物資や避難所等の情報について、SNS等を活用し、自ら積極的に収集を行い、必要に応じて、知人間の共有や全国へ発信【再掲】
- ・指定避難所以外の避難所等における物資の不足の解消に 貢献

③共助による避難者支援が行われた地域が存在

- ・自治会や地域のつながりが強い地域や、普段から自主防災 組織や消防団の活動が活発な地域では、住民の相互協力 による安否確認や救助活動・避難所運営等が実施
- ・隣近所での声掛けや物資・情報の共有、消防団や自主防災 組織等による巡回活動が住民の安心に寄与
- ・例えば、西原村では、住民参加型の防災訓練の経験を、災害時の安否確認や情報収集、救助活動に活用

<参考>

- 〇自主防災組織の活動事例
 - 見回り、巡回による被災状況の確認
 - 住民の安否確認及び避難誘導
 - ・倒壊家屋からの救助活動、病院搬送
 - ・避難所の開設及び避難所運営
- 〇消防団の活動事例
 - ・消火活動、倒壊家屋からの救助活動、病院搬送
 - ・警戒巡視、ガス漏れ処理、ガス元栓・電気ブレーカー遮断呼びかけ
 - ・道路等のガレキ・流木・土砂等の撤去

④農業者等の自助・共助による復旧

- ・地域の農業者が協力した農業用水利施設の自力復旧の取 組み等により、水稲作付面積を回復
- (県内水稲収穫量は前年比99.9%)
- ・水が確保できない水田において、大豆等へ作付を転換する とともに、地域内での農作業受委託を推進

課題

①個人での備えが不十分

- ・家庭における水や食料の備蓄が十分ではなく、前震直後は県や 市町村の備蓄で対応したが、本震後は18万人を超える避難者が 一斉に発生し、物資が不足
- ・過去の地震についての伝承が不十分で、地震に対する認識や備 ネが不足
- ・住宅の耐震化、家具の固定等の取組みが不十分

②SNS等による情報の活用

- ・デマ情報や一部の人々が発信した情報により被災地ごとに支援 の格差が生じるなど、被災者・行政が混乱する事態が発生
- ・SNSによる水・食糧の支援要請が数多くあり、確認しても情報源が不明であったり、時点が古く、既に解決していたりするなど、確認作業でのロスとなった。

③共助(自主防災組織)による災害対応

- ・地域のつながりが希薄で、声掛けや避難誘導、炊出し等の共助 の活動ができなかった地域が存在
- ・平素から市町村や他の団体と共同で防災訓練を行うなどの顔が 見える関係を構築できていない地域では、市町村(公助)と消防 団・自治会・自主防災組織等(共助)の連携した対応が困難
- ・自主防災組織の役員の被災などにより、リーダーとなる人材が 不足し、特に発災直後はマニュアルや訓練どおりの組織的な活動が困難
- ・安否確認や避難所運営に係るノウハウ不足等により、うまく機能 しなかった組織が存在
- ・資機材(投光器、発電機、テント等)や備蓄品(毛布、食料、水)などの事前の備えや日頃の訓練が不十分

<u>④消防団の災害対応</u>

- ・団員自身も被災者であるため、長期的な活動、大規模かつ広範 囲な災害への対応が、マンパワー等の面で困難
- ・初動対応にあたるための資機材(救急セット、AED、持ち運び式発電機等)が十分でない地域も存在
- 消防団と区長・公民館長など各組織間の連携
- 被害が大きな地域における消防本部との連絡体制
- ・災害時に他市町村からの円滑な応援活動を行うことができる仕 組みが存在せず
- ・消防団員の惨事ストレス対策、疲弊防止

改善の方向性

①自助の推進のための啓発

- ・家庭における最低3日分の水・食糧の備蓄や家具固定等、人命・財産を守る対策に係る啓発の強化
- ・地震時の初動対応訓練等を通じた自助の醸成
- 住宅の耐震化の推進
- ・ 熊本地震の記憶の風化防止に向けた記録の収集
- ・被害の実情や復旧・復興の過程で得たノウハウ、教訓等を防 災教育に活かすとともに、後世へ伝承

②SNS等の活用のあり方の検討

・SNS等の情報は情報源が不明なものや古いもの等が含まれているため、SNS等が本来有する特性を踏まえた情報活用のあり方の検討

③共助の推進のための啓発及び活動の支援

- ・地域の消防団、自治会、自主防災組織と市町村が災害時に 連携した対応ができるよう、地域の被害状況や安否の確認等 を行うための連絡体制の整備や訓練の支援(顔が見える関係 の構築)
- ・住民用の避難所生活の心構え等の啓発資料を作成するととも に、避難所の運営に係る訓練を支援
- ・県民向け防災研修や出前講座を通じた地域の防災リーダー 育成の強化
- 自主防災組織等の活動の活性化と担い手の確保

④消防団活動に対する支援

- ・消防団活動に必要な装備・資機材の充実のため、国等の事業 を活用した支援
- ・消防団員の確保に向けた啓発
- ・土地勘のある消防団員の育成等、効率的な災害対応体制の 整備や訓練実施に係る支援
- ・災害時に他市町村からの円滑な応援活動が可能となるよう、 県消防協会と協力した応援体制の構築の支援
- ・国及び県の関係機関と連携した消防団員の惨事ストレス対策 の支援

策

<基本的な考え方> 施設等の強靭化やインフラの多重性の確保

評価できる事項

①県庁舎は耐震化や非常用発電用燃料タンクの増設 等により災害対応に支障が発生せず

・震度6強の揺れや近隣地域の停電の中にあって防災センターの 機器類を活用した災害対応を実施

②土砂災害防止のための取組み

- ・梅雨前までに土砂災害危険個所の緊急点検を実施し、住民へ 周知
- · 気象台と連携し、地震による地盤の緩み等の影響を考慮し、 土砂災害警戒情報発表基準を引き下げ

③国による直轄代行工事等の実施

- ・国道325号阿蘇大橋や阿蘇地域と熊本地域を結ぶ県道・村道 について、国の直轄代行により復旧工事を実施
- ・阿蘇大橋地区で発生した大規模な斜面崩壊に対する国の直轄 事業による対策工事の実施
- ・農地海岸施設及び治山施設の損壊について、国の直轄代行に よる復旧工事を実施

④県による被災市町村工事の代行等

- ・被災した南阿蘇村の要請を受けて、県が村道の復旧工事を代 行で実施
- ・農地・農業用施設の復旧・復興に向けて、被災市町村の要請を 受けて、大規模かつ高度な技術を要する工事を県が実施

⑤被災施設の応急復旧に係る情報提供

所管部署や情報連絡員等を通じた補助制度等の情報提供

⑥国による復旧に係る調査・技術的助言

- ・国土交诵省によるTEC-FORCEの派遣
- ・農林水産省による山林崩壊地のレーザー調査及び被災ため 池の緊急排水ポンプ貸出等
- 国土地理院による被災地の航空写真の提供
- ・(独)防災科学研究所による各種調査

課題

①住宅被害

- ・未耐震化の建物だけでなく、新基準の建物も被害
- がけや擁壁崩壊、液状化等により宅地に被害

②防災拠点となる庁舎等の被災

- ・耐震強度不足による被災や天井等の非構造部材の被災等により 使用不能になった庁舎も存在
- ・県庁(本庁)のエレベーターが停止した中、県防災センターが10階に あり、参集に苦慮
- ・倒壊の危険性等から行政機能を一時的に移転する市町村も存在

【被災が確認された主な施設】

県の庁舎等	熊本土木事務所、上益城総合庁舎	
市町村庁舎	八代市、人吉市、水俣市、宇土市 天草市、大津町、益城町、小国町	
公共施設(県有)	グランメッセ熊本、消防学校	

③学校、病院、各種施設の被災

- ・耐震強度不足により使用不能となる施設が存在
- ・避難所に指定された学校でも、体育館の天井等の非構造部材が 被災し、避難所として使用不能となる事態が発生
- ・多くの病院、福祉施設で、水、電気、ガス等のインフラが被災し、特に 医療用の水が不足

【災害時に利用する施設の被災状況】

EXCHANGE AND A	
県立学校	57校
私立学校等(※)	29校
市町村立学校等	389校
医療施設	1,302施設
福祉施設	1.539施設

※幼稚園、小中高校 専修・各種学校

④幹線道路、鉄道、空港などのインフラの被災

- ・九州縦貫自動車道、国道57号、俵山トンネルの被災
- 九州新幹線、豊肥本線、南阿蘇鉄道の被災
- 阿蘇くまもと空港ターミナルビルの被災

【主要交通インフラの再開状況】

・九州縦貫自動車道: 4月29日・九州新幹線: 4月27日・阿蘇くまもと空港: 4月19日

⑤被災施設からの被害情報の収集が困難

- ・学校や病院、福祉施設等の被災や職員の被災、通信手段の途絶等 により、被害情報収集に時間を要する施設も存在
- ・被災施設の応急工事や災害復旧等に必要な制度に関する情報提供が十分でない場合も存在

改善の方向性

①住宅の耐震化等の推進

- ・市町村と連携して、住宅の耐震診断や耐震化を促進
- ・被災宅地の復旧などの取組みを支援

②庁舎等の耐震化や防災機能強化

- ・非構造部材も含めた庁舎等の耐震化を推進
- ・情報通信施設や非常用電源設備など災害対応に必要な設備 の耐震化を推進
- 県防災センターの配置の検討
- ・万が一の被災に備えた代替施設の確保・データのバックアップ

③学校、病院、各種施設の耐震化や防災機能強化

- ・学校、病院、福祉施設、公共施設等の耐震化の推進
- ・施設の役割や特性に応じた非構造部材の耐震化の推進
- ・災害時の利用を想定した貯水槽など水源の確保や非常用電源 等の整備促進

<u>④インフラ等の強靭化や多重性(リダンダンシー)の</u> 確保

- ・幹線道路ネットワークの整備促進
- ・被災交通施設の耐震化、長寿命化や緊急輸送道路網の強靭
- ・公共交通機関が被災した場合の代替手段の確保

⑤施設からの被害情報収集体制の整備

- ・非常時を想定した施設等の被害情報の収集体制の構築
- ・施設との通信・連絡手段について、複数手段の確保
- ・施設職員への平時からの各種制度に係る情報提供

体制

評価できる事項

≪被災企業等への支援≫

①中小企業等への金融支援の強化

・制度融資の融資枠拡充や信用保証料の全額補助を早期に実施

②グループ補助金等による支援

・中小企業等の施設・設備や、中小企業組合・商店街の共同施設の復旧等を支援

③落ち込んだ旅行需要の回復に向けた取組み

- ・阿蘇へのアクセスマップの配布等により正確な情報を発信
- ・「九州ふっこう割」の発売等により誘客を促進

④商工業者や農林水産業者の相談窓口の設置

・商工会議所等と連携したワンストップ特別相談会を開催

⑤被災農業者等の復旧支援の実施

・農業者の農舎等の機械・施設及び漁業者のノリ養殖関連施設 の復旧支援。集出荷施設等の共同利用施設の復旧支援

|⑥農産物輸送トラックの出荷ル―ト確保

・青果物等を県外へ出荷するトラックを緊急車両扱いとし、高速道路を通行可能とした(4/20~4/28 益城~植木IC間)

課題

≪被災企業等への支援≫

①多くの民間企業が被災し業務再開まで時間が 必要

・被災した商業施設・工場などで、事業継続のためのノウハウが 不足

②阿蘇への正確なアクセスルートの情報発信

・県外へ正確な情報が十分行き届かず、阿蘇へのアクセスの可否について、一般客や旅行業者等から多数の問い合わせ

③発災当初は多くの宿泊キャンセルが発生

・熊本市、阿蘇市、南阿蘇村を除く県内の旅館・ホテルにおいても風評被害とみられる多くのキャンセルが発生(ゴールデンウィークまでのキャンセル人数約37,000人)

④ふっこう割終了後の取組みに課題

・九州ふっこう割を7月から販売したが、営業を再開していない旅館、 ホテル等があるなど、施策の効果が及ばず

改善の方向性

≪被災企業等への支援≫

①民間企業のBCPの策定支援

・従業員や家族の安否確認、ケアを含めた企業のBCPの策定 支援

②正確な情報を把握する連絡手段の確立

・正確な被害情報を把握するための連絡手段等の確立

③様々な媒体を活用した情報発信の実施

・様々な媒体を活用した旅館等の宿泊施設の営業や道路の復 旧に関する情報等を発信

4旅行需要の回復のための旅行商品の提供

<基本的な考え方> 大規模災害時にも災害関連業務と通常業務を両立させるためのBCPの策定

①庁内業務組織の見直し及び職員再配置

- ・震災業務の増加に伴い、庁内組織改正や職員の再配置を実施 ・災害対応業務に優先的に取り組むため、緊急性のない通常業 務の先送り、休止等を実施
- ②職員のケア
- ・セルフケアを促すリーフレット配付やヘルスチェック調査の実施
- ・職員組合で、子どもの一時預かりを実施
- ・災害派遣精神医療チーム(DPAT)による行政職員や教職員の 心のケアの講話を実施

③補正予算の編成

- 発災後速やかに、補正予算を編成
- ・国においても早期の予備費対応や補正予算編成等が実施
- 復旧事業に関し多くの要望が実現

①所属間で震災業務に偏り

- ・震災業務が一部所属に過度に集中し、業務執行に支障が生じる場面もあるなど、所属間での業務の偏りが発生。大規模災害を規定した業務処理体制の構築が不十分
- ・発災後の職員参集が限られた中、業務体制が整わなかった所属 も存在
- ・災害関連業務に対応するため、各所属で通常業務の見直しを 行ったが、所属により対応に差が発生

②職員のケア

- ・医師不足により相談体制の確保に苦心
- ・職員が家庭等を心配せず安心して働ける環境の確保が不十分

③財政状況が悪化

・復旧・復興のための予算編成により財政調整4基金の枯渇

①庁内BCPの見直し

- ・災害時に休止・縮小すべき業務の精査を行うとともに、災害 対応業務の標準化による部署間の役割分担を明確化。応援 職員の活用を含めた業務体制の整備【再掲】
- ・職員や家族の安否確認、ケアを含めたBCPの見直し
- ・職員の参集体制の見直し
- 一時的に業務が集中する所属への対応

②職員のケア体制の強化

- 発災時における広域的な医師の確保体制の検討
- ・職員や家族の安否確認、ケアを含めたBCPの見直し【再掲】

③財政運営の健全化

・被災自治体が安心して復旧・復興に取り組めるよう、中長期に わたる財源の確保について国へ要望